

令和5年度第2回鎌ケ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会議録

日 時：令和6年1月25日（木） 午後1時30分から午後2時15分まで
場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎6階 第2委員会室
出席委員：徳田会長、川村委員、宇野委員、石川委員、山田委員、石井委員
欠 席：鈴木委員、今村委員、赤岩委員、野村委員、齋藤委員、尾畑委員
事務局：青木部長、矢島課長、高瀬主幹、渡邊係長、大関主事、矢部主事補
傍 聴 者：無

○矢島課長

では定刻となりましたので、始めます。

本日はお忙しい中、令和5年度第2回鎌ケ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます。保険年金課長の矢島と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、今年度の第1回の開催は書面での開催でございましたので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

お配りいたしました名簿順にお名前をお呼びいたしますが、本日公益代表の鈴木委員、今村委員、保険医代表の赤岩委員、野村委員、被保険者代表の齋藤委員、被用者保険代表の尾畑委員についてはご欠席のご連絡をいただいております。

それでは本日いらっしゃっている方について順にお呼びいたしますので、自席にて自己紹介をお願いいたします。

なお、発言される際には、机上のマイクシステムの銀色のボタンを押していただき、終了の際にも、ボタンを押していただくようお願いいたします。

はじめに、公益代表の徳田会長です。

○徳田会長

鎌ケ谷市社会福祉協議会の会長をしております徳田でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島係長

次に公益代表の川村委員です。

○川村委員

社会福祉法人慶美会で特別養護老人ホームを運営しております川村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢島課長

次に、被保険者代表の山田委員です。

○山田委員

山田と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

次に、被保険者代表の石井委員です。

○石井委員

石井です。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

次に、保険医代表の宇野委員です。

○宇野委員

宇野と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

次に保険医代表の石川委員です。

○石川委員

石川整形外科の石川です。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

ありがとうございました。続きまして次、事務局職員を紹介させていただきます。青木部長、お願いします。

○青木部長

青木です。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

課長の矢島です。よろしくお願いいたします。

○高瀬主幹

主幹の高瀬です。よろしくお願いいたします。

○渡邊係長

係長しております渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○大関主事

保険料収納担当の大関です。よろしくお願いいたします。

○矢部主事補

国民健康保険担当の矢部です。よろしくお願いいたします。

○矢島課長

以上で事務局職員の紹介を終わります。開催に先立ちまして市民生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○青木部長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にあ

りがとうございます。市民生活部長の青木と申します。よろしく申し上げます。

委員の皆様には日頃より国民健康保険事業の運営に当たりまして、格別のご指導ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和5年度の国民健康保険事業におきましては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けが変更されたことに伴い、行動様式の変化により医療費の増加が懸念されているところでございます。

また、今年の12月には、国民健康保険証を含む被保険者証の廃止が予定されていることから、円滑にマイナンバーカードの保険証利用へと移行できるよう準備を進めて参ります。

本日の議題は議題1が国民健康保険条例の一部改正となっており、こちらの内容につきましては、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び、国民健康保険料の軽減判定所得基準引き上げとなっております。

また、議題2は、令和6年度国民健康保険特別会計予算案でございまして、議題3は、令和6年度国民健康保険事業計画案でございます。

本日は以上の3点をご審議いただく予定となっております。委員の皆様には貴重なご意見をちょうだいできればと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

以上簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○矢島課長

ここで、部長は他の公務のため、恐れ入りますが退席させていただきます。

○矢島課長

それでは、本日の会議は委員定数の2分の1以上の出席であり、鎌ケ谷市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

なお、この運営協議会については原則公開として会議録については後日公開いたします。また会議録の署名人については、鎌ケ谷市国民健康保険条例施行規則第12条の規定により、会長が署名することとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の傍聴人はいらっしゃいません。

○矢島課長

それでは議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、鎌ケ谷市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、徳田会長に議長をお願いいたします。

○徳田会長

会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

国民健康保険制度は、社会保障の皆保険制度の中核を担う制度でございまして、近年は社会保険の適用拡大に伴い稼働所得のある被保険者の減少や後期高齢者医療制度へ移行する方が増加し、保険料収入の減少が続くなか、1人当たりの医療費は高齢化、医療の高度化、新薬の開発等により、年々増加をしていると聞いております。

国民健康保険は加入者の保険料で運営されている独立会計であることから、厳しい状況が続いていると伺っております。

我々もそれぞれの立場からの意見を出し合い、国保事業の円滑化と発展に努めていかなければと考えております。

簡単でございますが、本日の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○徳田会長

それでは議題に入りたいと思いますが、諮問書が来ているので、諮問書をお願いいたします。

○矢島課長

はい。諮問書をお渡しします。

○徳田会長

それでは議題に入りたいと思います。議題1 鎌ヶ谷市国民健康保険条例一部改正については、市長より当協議会に諮問されました事項となります。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊係長

それでは事務局からご説明をさせていただきます。

本日、議題1に関しましては差し替えがございまして、机の上に置かせていただきました議題1をご覧くださいと思います。

鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目の保険料の賦課限度額の引き上げにつきましては、社会保険等の被用者保険との保険料負担の公平性を確保することや、景気動向を踏まえ、総務省が発表している令和6年度税制改正の大綱を受け、国民健康保険法施行令が改正されることによるものです。

保険料の賦課限度額につきましては、国民健康保険の加入者に負担していただく保険料は所得等に基づき算定し賦課されておりますが、医療機関等の受診での給付につきましては、所得にかかわらず一定であることから、所得が多い加入者でも、国民健康保険料が過度に高くなるように、国民健康保険法施行令に基づき、条例により賦課限度額が設定されております。

健康保険法において、社会保険をはじめとする被用者保険では、標準報酬月額の高等級に該当する被保険者の割合を0.5%から1.5%の間にするように定められており、国民健康保険についても、賦課限度額を超える世帯の割合を1.5%に近づけるよう、段階的に引き上げを行っております。今回の改正では、国民健康保険料の内訳である、医療分となる基礎賦課分、後期高齢者支援金分介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分を改正し、賦課限度額を現行の22万円から2万円引き上げ、24万円とするものです。その結果、国民健康保険料の賦課限度額の総額としましては、今回引き上げを行う後期高齢者支援金分に、賦課限度額が据え置きとなっている医療分65万円と介護分17万円を合計して、賦課限度額の総額は106万円となります。

なお、この引き上げによる影響でございますが、令和6年度当初加入世帯数の見込みで157世帯が賦課限度額を超える世帯となりまして、賦課限度額の2万円増

額の改正に伴い、約340万円の収入増が見込まれております。
続いて、中段の2、保険料の5割・2割軽減基準所得の改正についてご説明いたします。

保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の所得に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減の三種類ございます。今回の改正は、5割軽減対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減については、29万円から29万5000円に、2割軽減については、53万5000円から54万5000円にそれぞれ引き上げる改正となります。こちらは物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて行っており、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決めております。なお、この改正による保険料への影響額ですが、令和6年度当初加入世帯の見込みで、合わせて50世帯が増加することになり、金額で約138万円の減収となります。

以上の2点となりまして、今回の条例改正の施行日は令和6年4月1日を予定しております。

以上で、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳田会長

はい。ただいま事務局から説明がございましたけども、何か質問等はございますか。

○石川委員

教えていただきたいのですが、基本的に国民健康保険の財政の運営というのは、県がやっているんですよね。たしか平成の頃は市町村だったのが県に移行したという、記憶があるんですけど、これは鎌ヶ谷市で独立した、何か演算の方式があるんじゃないくて、千葉県はどこでもこの額になるというような理解なのでしょうか。

○渡邊係長

はい。ただいまのご質問につきましては、おっしゃる通り、平成30年度から財政運営の主体は千葉県に移行されております。

ただ現在、保険料の徴収ですとか、保険料率の設定に関しましては、まだ市町村で行うこととされております。

先ほど石川委員がおっしゃった、県内統一の保険料につきましては、今後千葉県が主体となって進めていく形になりまして、千葉県の計画ですと、令和11年度に納付金ベースの統一を行いまして、そのあと県内どこに住んでいても同じ所得・家族構成であれば同じ保険料になるという統一保険料が実施される予定となっております。

○石川委員

ありがとうございます。そういうことなんですね。結局それまでは市によって高い市や安い市があるといったことが混在するような形になるんですね。わかりました。ありがとうございます。

○徳田会長

賦課限度額については、2万円増額することで、収入が340万円増えるということによろしいですね。

○渡邊係長

そうです。限度額の引き上げについては、340万ほど増収になるものと見込んでおります。

○徳田会長

はい。ありがとうございます。

○徳田会長

ほかに質問はありますか。これ以上質問がなければ、「鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○徳田会長

この結果は、諮問に対する答申書として、後日作成し、市長あて、私から提出いたします。

次に、議題2令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局から説明をお願いします。

○渡邊係長

議題2令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案のご説明をさせていただきます。議題2をご覧ください。歳入歳出総額は104億2500万円でございます。前年度と比較して4億8700万円の減額であり、約9.6%の減となっております。

それでは歳入のほうからご説明をさせていただきます。まず、歳入予算の区分1保険料としましては、約18億2600万円を計上しており、前年度と比較すると約1億3000万円の減額となっております。こちらの減額につきましては、国民健康保険の被保険者数の減少によるもので、75歳を迎えて、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などに伴うものとなります。被保険者数の減少につきましては、予算案の議題2の下の部分にございます折れ線グラフをご覧ください。

令和4年9月末時点の被保険者数2万2200人に対して、令和5年9月末時点は2万841人となっております。そのため保険料収入についても同様に減少するものと見込んだことによります。次に、歳入予算、2の県支出金についてですが、こちらは約74億1500万円を計上しており、昨年度に比べ、約4億1200万円の減額となっております。県支出金の主なものとしましては、県の普通調整交付金であり、医療機関へ払う保険給付費相当額が交付されるもので、被保険者数の減少に伴う医療費の減少により減額となると見込んだことによります。次に歳入予算3の繰入金につきましては、保険料の減収等による歳入の不足分を基金等からの繰入金で対応することとしたため、約5700万円の増額となったものです。

次に、歳出予算に移らせていただきたいと思います。1の総務費につきましては、約1億400万円を予定しており、前年度と比較して約800万円の増額となっております。増額の理由としましては、国民健康保険で使用しているシステムなどについては、令和7年度から全国統一の機能で標準化をすることとされており、それに伴うシステム改修費等の計上によるものです。2の保険給付費については、約3

億8600万円の減額となっております。これにつきましては、歳入の項目でもございました、国民健康保険の被保険者数の減少に伴う医療給付費の減少によるものでございます。次に3の事業費納付金についても、約1億100万円の減額となっております。この事業費納付金は県が財政運営の主体となっておりますので、千葉県全体で、国民健康保険事業に必要な費用を算出し、各市町村の被保険者数や医療費水準・所得水準等に応じて振り分けをされており、鎌ヶ谷市が県へ納付するものとなります。金額については、県で算出をしておりますが、こちらに関しましても、被保険者数の減少により減少しているものとなります。

続いて4の保健事業費については、前年度より約690万円の減額となっておりますが、主な要因としては、保健事業を実施する被保険者数の減少に伴い減額となるものでございます。

以上で令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。

○徳田会長

何か、ご質問ありますか。

○石川委員

また教えてください。被保険者数が減ったから、歳入が減って、歳出も減ると。

○渡邊係長

そうですね。

○石川委員

ということは医療給付費も減るということだと思いますが、それはトータルではそうかもしれませんが、サービスということに関しては、1人当たりの医療給付費というのはいかがなものでしょうか。

○渡邊係長

はい。1人当たりの医療費につきましてはおっしゃる通り、医療の高度化ですとか、あとは薬価の高い新薬の開発等により、1人当たり医療費については、増額しているものとなります。

ただ、それ以上に被保険者数が減少しているのので、減額になるものと見込んでいるものでございます。

○石川委員

1人当たりに関してはサービスとしては落ちることはないといったことですね。

○渡邊係長

そうですね。1人当たり医療費については年々増加しております。

○石川委員

ありがとうございます。

○徳田会長

何かございますか。

この被保険者数なんですけど。年々減ってきてますけども、6年度とか7年度とかはまた減少するという事でよろしいですか。

○渡邊係長

そうですね。まず令和4年度に関しましては、社会保険の適用拡大というものがございまして、社会保険に入れる方が増えたことに伴い国民健康保険に今まで入っていた方が急激に社会保険に移行したということもあるんですけども、日本の人口自体も減少しているものなので、このまま減員が続いていくものと思います。

○徳田会長

はい、ありがとうございます。

○徳田会長

その他何かございますか。

なければ、続きまして議題3令和6年度国民健康保険事業計画案について。事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊係長

はい。それでは続きまして、議題3令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業計画案についてご説明をいたします。

この事業計画は、国保運営を健全化するために重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は、基本方針の下段部分にある4点、適用適正化の推進、医療費適正化の推進、収納率向上対策の推進、保健事業の推進でございます。

続いて2の対応方法について個別にご説明をいたします。

まず1の適用適正化の推進につきましては、社会保険に加入したものの、国民健康保険の資格を喪失する手続きを取っていない方に対する勧奨ですとか、あと職権に基づく資格喪失処理切り換えの実施、また、社会保険の扶養に該当していないかなど、資格の適用適正化を引き続き行って参ります。

次に2の医療費適正化の推進としましては、記載の5つの事業を行っておりますが、主なものとして、医療機関からの請求書であるレセプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品であるジェネリック医薬品の利用促進を図り、柔道整復の受診を長期間利用している方へアンケート調査等を行い、慢性疾患で受診していないかなどの点検をして参ります。

次に、3番目の収納率向上対策の推進としましては、保険料滞納者に対し、短期被保険者証の交付を行い、面談の機会を確保し、継続的な納付を勧奨するとともに、休日や夜間の納付相談会の実施、催告書の送付また、悪質な滞納者に対しましては差し押さえを実施するなどし、徴収体制の強化及び整備に努めて参ります。

また、クレジットカードやLINE Payなどの電子マネーによる収納にも対応しており、納付しやすい環境を整え、保険料の確保に努めて参ります。

併せて口座振替のキャンペーン等を実施し、納め忘れのない口座振替のさらなる加入率の向上を図ります。

次に4の保健事業の推進では、記載の8つの事業を行っております。

データヘルス計画に沿って、前年度に受診した方と40歳で初めて対象となった方の自己負担を500円に軽減するワンコイン受診や人間ドック受検者のデータ取り込みなどを引き続き行います。また、健診未受診者への働きかけについては、被

保険者の特定健康診査の受診状況等をAIを用いて分析し、より被保険者の健康意識に合ったメッセージはがきの送付や電話訪問による受診勧奨を実施し、受診率の向上を目指して参ります。

また、40歳からの特定健康診査では、すでに医療受診が必要な数値となっている被保険者もいることから、健康受診の機会をえられる年齢を5歳引き下げ、35歳から若年集団健康診査を実施し、より早期からの生活習慣病と健康づくりを支援して参ります。

以上で令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業計画案についての説明を終わります。

○徳田会長

はい。ありがとうございました。ただいま説明がございましたけども、何か質問等はございますか。

○徳田会長

このジェネリックのですね、利用率っていいですか、どのくらいだと把握できますか。

○渡邊係長

大体80%前後で推移しております。

○徳田会長

それからですね、健康保健事業の6の中の糖尿病連携手帳等って載ってますけども、この交付は病院からやるんですか、それともどこか他に配布方法っていうのはございますか。

○高瀬主幹

こちらの糖尿病連携手帳につきましては、公益社団法人の日本糖尿病協会が、医療機関や治療中の方に配布をしているものです。

鎌ヶ谷市としましては、④番で挙げております糖尿病性腎症重症化予防事業に参加いただいた方には、こちらの糖尿病連携手帳をお渡しして、合併症等がないか、眼科等の受診をされていることを管理できるようにご案内しております。

○徳田会長

はい、ありがとうございます。その他何かございますか。

○石川委員

これは別に意見でもないんですけど、医療費適正化対策の推進のジェネリックの話ですね、現場で言わせていただくと、ジェネリックかなり使ってると思うんですよ。処方箋に書くと患者さんが問題ない限りジェネリックになるということで、基本的にはどんどん増えていると思うんですけど、正直言って薬が少ないんですよ。ご存知のようにメーカーの不祥事とかですね、そういうことで出したくても出せない薬がたくさんあるという事実があることもひとつご理解願いたいですね。

これは私ばかりではなくて、今使える薬がどんどん減ってます。それはジェネリックであろうとなかろうとどんどん使える薬が減っていて、我々としてはちょっと非常に困ってるという現状があるということも事実としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○川村委員

特定健診なんですけども、特定健診の案内につきましては、これは国保社保関係なく一律に皆さんにご案内を申し上げているものでしょうか。それとも、国保に加入している方だけのご案内という理解でよろしいでしょうか。

○高瀬主幹

はい。特定健康診査につきましては、各加入している医療保険者の方から特定健診の案内をすることとなっております。鎌ヶ谷市でご案内しているのは、国民健康保険に加入する40歳から74歳の方にご案内をしております。

○川村委員

ありがとうございます。申し訳ございません。

○徳田会長

重症化予防は保険年金課で対応しているのでしょうか。

○高瀬主幹

はい。保険年金課の保健事業係におります。保健師や管理栄養士といった専門職が、訪問や電話をしております。

○川村委員

ちょっと質問が全然間違いかもしれないですけども、一番最初に適正化の推進の中の被保険者の資格の適正化といふところなんですけども。社会保険に加入している方の中で、資格を喪失せずに、使っているということもいらっしゃるってことなんですけども、その方が自体は任意継続なんかして使っていてということではなくて、もう完全に会社というかも離れているのに、ずっと社会保険を喪失しなくちゃいけないんですけども使っている方のことを指している。

○渡邊係長

はい。こちらにつきましては、国民健康保険に加入されていた方が、会社に就職しまして、社会保険に切り替わった際に、手続きが必要となっております。その手続きを失念されている方もいらっしゃいますので、その方に関しまして、社会保険の資格を取得されているようなので、国民健康保険から切り換えの手続きをお願いいたしますといったご案内文をお送りさせていただいております。また、手続きしていただかない方に関しましては、職権でこちらの方で切り換えをさせていただきますという通知を2回お送りさせていただいた上で、鎌ヶ谷市の職権で、切り換えを行っているというような形になります。

○川村委員

逆なんです。今ね大分高齢者の方でも大分社会でご活躍されますので、そうした方が働き出して社保になったんですけども国保を喪失する手続きをしていない方が。逆なんです。

○徳田会長

滞納者はどれくらいいるのでしょうか。

○大関主事

短期保険証の更新が行われていない世帯はだいたい450世帯になります。

○石川委員

この柔整のことなんですけど、柔道整復の長期継続受診者に対する医療費適正化対策っていう項目がありますが、私整形外科なので、柔整の方ともよく話したりする機会あるんですけど、これは要するに、こういうことが出なくちゃいけないぐらい、何か問題が生じているということなんですしょうか。

○渡邊係長

そうですね。問題が生じているということもあるかと思うんですけども、国の方で長期間ですとか複数部位、あとは頻回に受診されている方、もちろん訪問で往診されている方も含めてなんですけれども、そういった方を対象として抽出して、アンケート調査等を行って、適正化に努めてくださいという指針が示されておりまして、それに基づいて実施している事業になります。

○石川委員

これ本気でやると相当引っかかると思うんですよね。ぴんぴんしている人でも訪問に行っている人いっぱいいますし、私なんかのところに来てる人に関しては、これ引っかかるよっていうふうに言ってる動きもあるんですけど。

訪問は特にその千葉県医師会の方でも厳しく言われてますね。

訪問に行くということは、少なくとも介護度4とか5じゃないと無理なはずなのに、要支援の人が訪問に行っているのはどういうことだということで、結構千葉県医師会の中でも問題になっていますね。

あと複数部位の施術っていうんですかね。その辺に関しては厳密に言い出すととても大変なことになっちゃうと思うので、アンケートの仕方だとかその辺はよく考慮する必要があるかもしれないですね。

○渡邊係長

はい。わかりました。アンケートの様式につきましても国の方で、項目に定めがございまして、そちらに基づいて実施をしております。鎌ヶ谷市は医療機関を指定する権限というのは特にありませんのでそのアンケートを通じて、実際に不正が疑われるような事案等がありましたら、県ですとか関東信越厚生局といったところから調査が入るといような流れになるかと思えます。

○石川委員

厳密に言うと、かなりグレーゾーンが広いんですね。柔整の方っていうのは、なのでその辺をどう整合性を取るかっていうのはとても難しい問題だと思います。以上です。

○渡邊係長

ありがとうございます。

○徳田会長

人間ドッグの上限はいくらでしょうか。

○高瀬主幹

はい。上限はかかった自己負担額の2分の1で、上限が1万5000円となっております。

○徳田会長

ほかに質問はありますか。なければ、議題4その他ということですが、事務局何かありますか。

○渡邊係長

はい。議題4のその他なんですけれども、こちらに関しましては、お手元に水色の冊子、鎌ヶ谷市の国民健康保険の状況をまとめました、国民健康保険の概要というものをお配りさせていただきましたので、本日あわせてお持ち帰りいただければと思います。その他としては以上になります。

○徳田会長

これにて第2回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

皆さまお疲れ様でした。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和6年1月25日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 徳田 訓康